

秦野市議会事務局設置条例の一部を改正することについて

秦野市議会事務局設置条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 30 年 12 月 18 日提出

提出者	秦野市議会議員	谷	和	雄	
賛成者	同	今	井	実	
同	同	大	野	祐	司
同	同	横	山	むらさき	
同	同	横	溝	泰	世
同	同	露	木	順	三

提案理由

「議会事務局」を「議会局」とし、議会の立場とその独立性を主張するとともに、さらに積極的に議員を補佐する役割を担っていくため、事務局機能の強化・充実を図る必要があることから、改正するものであります。

秦野市議会事務局設置条例の一部を改正する条例

秦野市議会事務局設置条例（昭和30年秦野市条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秦野市議会議会局設置条例

第1条中「秦野市議会事務局をおく」を「、秦野市議会に事務局として議会局を置く」に改める。

第2条中「事務局」を「議会局」に改める。

第3条中「または」を「又は」に、「事務局」を「議会局」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は平成31年4月1日から施行する。
（秦野市議会基本条例の一部改正）
- 2 秦野市議会基本条例（平成23年秦野市条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「議会事務局」を「議会局」に改める。

「第8章 議会事務局」を「第8章 議会局」に改める。

第20条の見出しを「（議会局）」に改め、同条第1項中「議会事務局」を「議会局」に改め、同条第2項中「議会事務局職員」を「議会局職員」に、「議会事務局体制」を「議会局体制」に改める。

（秦野市議会事務局職員の定数に関する条例の一部改正）

- 3 秦野市議会事務局職員の定数に関する条例（平成29年秦野市条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秦野市議会局職員の定数に関する条例

第1条中「議会事務局職員」を「議会局職員」に改める。

第2条中「議会事務局」を「議会局」に改める。

（秦野市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

- 4 秦野市職員の退職手当に関する条例（昭和38年秦野市条例第6号）の一

部を次のように改正する。

第1条中「秦野市議会事務局職員の定数に関する条例（平成29年秦野市条例第11号）」を「秦野市議会局職員の定数に関する条例（平成29年秦野市条例第11号）」に改める。

議提議案第6号 秦野市議会事務局設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>秦野市議会議会局設置条例</u></p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定により、<u>秦野市議会に事務局として議会局を置く。</u></p> <p>第2条 <u>議会局</u>は議長の管理に属し、市議会に関する事務を処理する。</p> <p>第3条 法令<u>又は</u>条例に定めるものを除くほか、<u>議会局</u>について必要な事項は議長がこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。 (秦野市議会基本条例の一部改正)</p> <p>2 秦野市議会基本条例（平成23年秦野市条例第8号）の一部を次のように改正する。 目次中「議会事務局」を「議会局」に改める。 「第8章 議会事務局」を「第8章 議会局」に改める。 第20条の見出しを「（議会局）」に改め、同条第1項中</p>	<p style="text-align: center;"><u>秦野市議会事務局設置条例</u></p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定により<u>秦野市議会事務局をおく。</u></p> <p>第2条 <u>事務局</u>は議長の管理に属し、市議会に関する事務を処理する。</p> <p>第3条 法令<u>または</u>条例に定めるものを除くほか、<u>事務局</u>について必要な事項は議長がこれを定める。</p>

「議会事務局」を「議会局」に改め、同条第2項中「議会事務局職員」を「議会局職員」に、「議会事務局体制」を「議会局体制」に改める。

(秦野市議会事務局職員の定数に関する条例の一部改正)

- 3 秦野市議会事務局職員の定数に関する条例（平成29年秦野市条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秦野市議会局職員の定数に関する条例

第1条中「議会事務局職員」を「議会局職員」に改める。

第2条中「議会事務局」を「議会局」に改める。

(秦野市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

- 4 秦野市職員の退職手当に関する条例（昭和38年秦野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「秦野市議会事務局職員の定数に関する条例（平成29年秦野市条例第11号）」を「秦野市議会局職員の定数に関する条例（平成29年秦野市条例第11号）」に改める。